

シンガポール 個別食品規格を削除する改定について意見募集

2021年6月21日、シンガポール食品庁（Singapore Food Agency：以下SFA）は、食品業界および関係者に2022年4月に施行予定の個別食品規格（食品の定義に関する基準）を削除する改定に関して、意見を募集すると発表しました。

<ポイント>

- ・200以上の個別食品規格*のうち大半は削除されるが、1割程度は部分的または完全に存続する
- ・削除された食品規格については、CODEX規格など他の現行の国際規格基準の参照を可能としている
- ・今後はCODEXに基づいた食品分類システムにより、明確な定義がない食品の添加物使用基準が定められる

*「食品規格」とは、食品別の必須組成（原材料等）や品質要件（含有成分等）などを定めたものです

◆改正の背景と概要

今回の改定についての背景と概要が分かるよう、発表内容の一部を抜粋してみます。

“個別食品規格（規則 No.39~260）は、1970 年代から 1990 年代初頭に開発されました。”
“現在、さまざまな消費者のニーズや好みに対応するために、市場には多種多様な食品があります。これらの食品の多くは、食品規制（Food Regulations）で規定されている食品規格を持っていません。たとえば、朝食用シリアル、3-in-1 粉末飲料、冷凍調理済み食品などです。”
“SFA は、気候、環境要因、製造方法などの理由により、食品規制（Food Regulations）の品質基準に適合しない食品の輸入 / 製造および販売を許可するように要請を受けることがあります。食用植物油の比重 / 屈折率 / ヨウ素値、牛乳の乳固形分、加工チーズの乳脂肪含有量などがそうです。これらの製品の食品規制（Food Regulations）で規定されている品質基準を満たせないということは、製品が安全に消費できないことを意味するものではありません。”
“食品業界が製品のバリエーション（砂糖を含まないカヤジャム、卵を含まないマヨネーズなど）を生産するために革新するにつれて、一定の食品規格に準拠しなければならないことは、革新への取り組みを阻害します。”

“食品規制（Food Regulations）で保持されている個別食品規格については、業界はこれらの基準への準拠を保証する必要があります。食品規制（Food Regulations）から削除された個別食品規格については、業界は利用可能な国際基準（コーデックス委員会の基準など）またはシンガポール基準を参照できます。”
“個別食品規格の削除は、食品の安全性に影響を与えません。シンガポールで輸入、製造、販売されるすべての食品は、食品添加物の使用や偶発的成分の上限、関連する表示要件など、一般的な食品安全規定に準拠する必要があります。”
“SFA は、将来、食品添加物の規定に関して業界に明確さを提供するために、食品カテゴリーシステム（関連する食品カテゴリー参照を含む）を開発する計画を持っています。食品カテゴリーシステムは、食品添加物に関するコーデックス一般基準（CODEX STAN 192-1995）に基づいています。”

なお SFA は、今回の改正に関する「よくある質問と回答」についても発表しており、以下の点に注意しておく必要があるといえます。

“個別食品規格の削除に伴い事業者は、表示する際の一般的な名称について責任を持ち、食品の特性を正確に反映する名称を表記する必要があります。”“食品の名称だけでなく食品の特性を強調する表示についても、食品の特性を正確に反映する表示をしなければなりません。”

◆今後について

意見は2021年8月20日午後5時まで、メールにて募集しています。削除される個別食品規格の一覧は、通知の別紙 1（ANNEX I）に記載されています。

<ANNEX I より一部（FLOUR, BAKERY AND CEREAL PRODUCTS）抜粋>

Standard	Regulation to be Deleted	Regulation to be Retained
39 Flour or wheat flour	39	
40 Wholemeal, whole wheat or entire wheat flour	40	
40A Wholegrain		40A
41 Vital gluten flour	41	
...	42-51	

52 Milk bread	52	
53 Labelling of bakery products	Paragraph (1) of Rg 53	Paragraph (2) of Rg 53
54 Flour confectionery	54	
55 Pasta	55	
56 Labelling of pasta	56	

<個別食品規格（STANDARDS AND PARTICULAR LABELLING REQUIREMENTS FOR FOOD）より一部（39. Flour or wheat flour）抜粋>

- | | |
|---|---|
| <p>(1) Flour or wheat flour shall be the fine, clean and sound product obtained in the commercial milling of sound and clean wheat grain and shall —</p> <p>(a) have a moisture content of not more than 15%;</p> <p>(b) have not less than 6% protein (total nitrogen x 5.7) calculated on a wet basis of 14% moisture content; and</p> <p>(c) yield not more than 0.6% of ash calculated on a wet basis of 14% moisture content.</p> <p>(2) Flour may contain the following:</p> <p>(a) malted wheat flour;</p> <p>(b) malted barley flour in an amount not exceeding 0.75% of the weight of the flour;</p> <p>(c) harmless preparation of enzymes obtained from <i>Aspergillus oryzae</i>;</p> <p>(d) ascorbic acid as bread improver;</p> | <p>(e) ammonium or potassium persulphate in an amount not exceeding 250 ppm (calculated by weight);</p> <p>(f) ammonium chloride in an amount not exceeding 0.2% (calculated by weight); and</p> <p>(g) acid calcium phosphate [calculated as $\text{CaH}_4(\text{PO}_4)_2$] in an amount not exceeding 0.7%.</p> <p>(3) Flour shall not be artificially bleached except by oxidizing changes brought about by means of an electrical process in which only ozone or oxides of nitrogen are produced, or by chlorine or chlorine dioxide, or by benzoyl peroxide. The residue of chlorine dioxide and benzoyl peroxide in the flour shall not exceed 50 ppm (calculated by weight).</p> <p>(4) Flour intended for the manufacture of biscuit may contain sulphur dioxide not exceeding 200 ppm (calculated by weight).</p> <p>(5) No flour, intended for sale as such, shall contain any emulsifier or stabiliser.</p> |
|---|---|

今回の「個別の食品規格（その食品の定義に関する基準）」の削除に関する改正は、日本の制度でいうところの「食品、添加物等の規格基準」のうち個別食品規格と「食品表示基準」のうち別表第三（個別加工食品の定義）（およびその参照元となっている「JAS 規格」）が削除されるようなものだと考えると、イメージしやすくなるかと思います。

- ・容器包装の義務表示は、個別の食品ごとに表示基準が定められている場合があること、
 - ・使用できる添加物は、個別の食品ごとに使用基準が定められている場合があること、など、
- 食品の輸出業務において「個別の食品の定義」は重要な確認事項ですので、とても興味深いものといえるでしょう。

技術革新や新素材の開発などにより、ニーズの変化に応える様々な食品が生まれています。今回の改正に関する意見募集の結果についても、今後他の国や地域における動向についても、関心を寄せていただく機会になればと思います。

（川合）

参照：CONSULTATION ON PROPOSED AMENDMENTS TO FOOD REGULATIONS TO DELETE STANDARDS OF IDENTITY

<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/consultation-on-standards-of-identity.pdf>

FREQUENTLY ASKED QUESTIONS FOR CONSULTATION ON PROPOSED AMENDMENTS TO FOOD REGULATIONS TO DELETE STANDARDS OF IDENTITY

<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/faqs-for-consultation-on-standards-of-identity.pdf>

SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283, SECTION 56(1)) FOOD REGULATIONS

https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/legislation/sale-of-food-act/food_regulations.pdf

ラ
ベ
ル
バ
ン
ク
新
聞

発行所

株式会社ラベルバンク

大阪市淀川区西中島 5-12-8

新大阪ローズビル 6F

TEL：06-6838-7090

FAX：06-6838-7091

<https://www.label-bank.co.jp/>

customer@label-bank.co.jp

第 151 号

ミニコラム 新たな加工食品の原料原産地表示制度 ～経過措置期間終了まで約半年となりました～

「ドレッシング類の表示に関する公正競争規約」、「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」、「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」……。これらは今年6月に改正された規約ですが、いずれも主に食品表示基準との整合性を図るための改正で、「原料原産地名」の事項の追加などがされています。新たな加工食品の原料原産地表示制度は4年前に施行されたものですが、約半年後に経過措置期間が終了しますので、その前に改めて主な改正内容を整理してみたいと思います。

■原料原産地表示の対象

消費者への情報提供を目的として、国内で製造又は加工された全ての加工食品（輸入品を除く）。

■対象原材料

原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）。ただし、食品表示基準別表15の1に掲げる22食品群と、農産物漬物等の5品目は個別に原料原産地の規定があり、対象となる原材料を定めています。また、他の法律の規定に基づき、食品表示基準の原料原産地表示の規定が適用されないものもありますので、食品表示基準Q&A（原原-2）をご参照ください。

■表示方法

食品表示基準Q&Aに記載の例示を見ながら、改正内容を確認してみたいと思います。

① 対象原材料の産地について、改正前の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とします。

（原原-18）1.（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示します。

（原原-42）1. 中間加工原材料の「りんご果汁」を購入し、使用している場合（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC

③ 「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」が認められます。

◆「又は表示」

「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替が行われる見込みであるなど、国別重量順表示が困難である場合に用いることができる表示方法であり、根拠書類の保管がその条件となっています。

「又は表示」をする場合は、過去の一定期間における使用実績又は今後の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（一定期間使用割合）の高いものから順に表示した旨の表示を付記します。

（原原-28）《例1：外国の産地2か国の場合》

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

※豚肉の産地は、2018年の使用実績順

この場合は、「カナダのみ」、「アメリカのみ」、「カナダ、アメリカの順番」、「アメリカ、カナダの順番」の4通りの産地のパターンであり、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、カナダ産の原料の方がアメリカ産の原料よりも使用割合が多いことを表します。

◆「大括り表示」

「大括り表示」とは、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示する方法です。

原材料の過去の一定期間における産地別使用実績（新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画）からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替が行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に用いることができることとし、同じく根拠書類の保管を条件とします。

（原原-33）《例1：3以上の外国産のみの場合》

名 称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原 材 料 名	大豆（輸入）、小麦、食塩

「又は表示」との相違点は、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の表示は不要であることです。

◆「大括り表示+又は表示」

「大括り表示+又は表示」とは、過去の使用実績等又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づき、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法です。

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合に用いることができ、同じく根拠書類の保管を条件とします。

「大括り表示+又は表示」をする場合は、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨を付記します。

（原原-36）《例1》

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・

※豚肉の産地は、平成30年6月から令和1年5月までの使用実績順

この場合は、「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」の4通りの産地のパターンを表します。また過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、輸入品（合計）の方が国産よりも使用割合が多いことを表します。

「又は表示」、「大括り表示+又は表示」に必要な「過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨」の表示については、（原原-37）に記載、また、「保管すべき資料」については（原原-38）に記載があります。

以上、食品表示基準Q&Aを中心に触れてみましたが、食品表示基準Q&Aだけでなく農林水産省よりマニュアルやパンフレットが用意されています。既に原料原産地名表示に対応されている会社様が多いと思いますが、改めて表示についてご検討いただく機会となればと思います。

（渡邊）

【参照】

食品表示基準 Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200717_03.pdf

加工食品の原料原産地表示制度について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

今月の「お気に入り」言葉



夏河を越す
うれしさよ 手に草履



（与謝蕪村）

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp